

将来、子どもを産み育てることを望む

小児・思春期・若年世代のがん等の患者さんとそのご家族へ

がん患者等妊孕性（にんようせい）

温存治療費助成事業のご案内



袋井市

令和4年4月1日改訂版

袋井市では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA（思春期・若年）世代のがん等の患者さんが、治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望を持って治療に取り組むことができるよう、妊孕性温存療法に要した費用の一部を助成する事業を実施しています。

にんようせいおんぞんりょうほう 妊孕性温存療法とは

がん等の治療では、抗がん剤や放射線治療による影響で、生殖機能が低下したり失われたりすることがあります。

生殖機能への影響

女性：卵巣機能（排卵機能）が低下または喪失

男性：造精機能（精子を作る機能）が低下または喪失

治療を始める前に、
卵子、卵巣、精子、胚（受精卵）を凍結保存することで
将来、子どもを授かる可能性を残すことができます。

- ◆ がん等の治療を最優先に行う必要があるため、適応とまらない患者さんもいます。
- ◆ 妊孕性温存療法は治療後の妊娠を保証するものではありません。

がん等の治療を開始する前に主治医から十分に説明を受け、患者さん（およびその家族の方）が納得した上で妊孕性温存療法を行ってください。



静岡県において、国制度「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業」が導入されたことにより、助成制度の内容を一部変更しました。治療方法などが国制度に当てはまる場合には、市の実施する助成制度との併用が可能です。詳しくは、検診指導係までお問合せください。

対象となる方

以下のア～オのすべて及び1または2にあてはまる方

- ア 妊孕性温存治療の凍結保存時に43歳未満（満43歳の誕生日の前々日まで）の方
- イ 妊孕性温存治療の申請時において市内に住所がある方
- ウ 不妊に悩む方への特定治療支援事業又は、袋井市不妊治療費等補助金に基づく助成を受けていない方
- エ 生殖医療を専門とする医師及びがん等の担当医師により、妊孕性温存治療に伴う影響についての評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- オ 市税を滞納していない方



1 国制度「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業」の助成を受ける場合

- (1) 指定されたがん等の原疾患治療を受けられている方
 - (2) 次の4指定医療機関において妊孕性温存治療を受けた方
 - ※ いながきレディースクリニック（沼津市）、偲IVFクリニック（静岡市）
 - 浜松医科大学医学部附属病院、聖隷浜松病院（浜松市）※令和4年3月10日現在
 - (3) 妊孕性温存治療の研究への臨床情報等の提供に同意する方
- ★ 詳しくは、静岡県ホームページをご確認ください。
(<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/cancer/ninyousei.html>)

2 国制度「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業」の対象とならない場合

- (1) がん治療等により生殖機能が低下する、又は失う恐れがあると医師に診断された方
 - (2) 指定医療機関において妊孕性温存治療を受けた方
 - ※ 聖隷三方原病院、西村ウイメンズクリニック、アクトタワークリニックなど
- ★ 詳しくは、チェック票をご確認ください。

対象となる治療及び助成額

治療内容	助成上限額
精子凍結保存	25,000 円
精巣内精子採取術による精子凍結保存	350,000 円
胚（受精卵）凍結保存	400,000 円 ただし、新制度を併用する場合は 50,000 円
未受精卵子凍結保存	400,000 円 ただし、新制度を併用する場合は 200,000 円
卵巣組織凍結保存	400,000 円

- ◆ 助成は一人につき通算 2 回までです。
- ◆ 入院費、入院時の食事等治療に直接関係のない費用、凍結保存の維持に係る費用（2 回目以降）は除きます。
- ◆ 状態により医師の判断で治療を中止した場合には、それまでに要した費用は申請できません。

申請期間

妊孕性温存治療（費用の支払いまでを含む）を行った年度の末日（3 月 31 日）まで

助成の流れ

- ★ 申請を希望される方は、来所される前に検診指導係までご連絡ください。
1. 妊孕性温存治療終了後、必要な書類を袋井保健センター窓口へ提出してください。
※ 郵送での申請は受け付けておりません。
 2. 申請書類を確認・審査し、申請者へ交付決定通知書を送付します。
※ 審査の際、住所等の確認のために住民登録を閲覧させていただくほか、関係機関へ照会等をさせていただきます。
 3. 指定口座に助成金を振り込みます。

申請に必要な書類

申請に必要な書類は、該当する制度によって異なります。申請を希望される方は、事前に検診指導係までご連絡ください。

申請書類は、袋井市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/9/4/jyakunen/1571204628439.html>)

【申請書類】

1. 若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費助成金交付申請書（様式第1号）
2. 若年がん患者等妊孕性温存治療実施証明書（様式第2号）
3. 若年がん患者等妊孕性温存治療の同意に関する証明書（様式第3号）
※ 医療機関での書類作成料は、申請者負担になります。
4. 若年がん患者等妊孕性温存治療支援事業費助成金請求書（様式第6号）
5. 助成の対象となる妊孕性温存治療費の領収書の原本（原本は返却します）
6. 申請者の振込先口座の確認ができるもの（通帳、銀行カード等）
7. 認め印（持参）

※ 国制度を併用する場合は、上記に加えて静岡県が定める申請書類が必要です。

- ・静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業に係る証明書（妊孕性温存療法実施医療機関）（様式第2号）
- ・静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業に係る証明書（原疾患治療実施医療機関）（様式第3号）
- ・請求書（様式第4号）

以下、必要に応じてご用意ください。

◆ 市民税の納税状況がわかる書類（次の①②の方が必要です）

- ①申請が1～5月⇒前年の1月1日現在、袋井市に住所がない方
 - ②申請が6～12月⇒その年の1月1日現在、袋井市に住所がない方
- ※ ①、②の方以外は不要です。

＜書類提出先及び問合せ先＞

【袋井保健センター】

はーとふるプラザ袋井（袋井市総合健康センター2階）
健康づくり課 検診指導係

住 所：〒437-0061 静岡県袋井市久能 2515-1

電 話：0538-42-7275 F A X：0538-42-7276

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）

8時30分～17時15分



— がんに関する相談窓口 —

がん相談支援センター（磐周地区）

◆中東遠総合医療センター

電 話：0537-28-8159（がん相談支援センター直通）

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）

9時00分～16時00分

◆磐田市立総合病院

電 話：0538-38-5286（がん相談支援センター直通）

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始除く）

8時15分～17時00分

※ 県内には、上記以外にもがん相談支援センターがあります。

詳しくは

静岡県公式ホームページ
<http://www.pref.shizuoka.jp>

がん相談支援センター

